

令和4年度大学在学者対象

**菊地久治勉学奨励金奨学生
募集要項**

社会福祉法人

佐倉市社会福祉協議会

菊地久治勉学奨励金奨学生募集要項 (令和4年度大学在学者対象)

1. 勉学奨励金の目的

菊地久治勉学奨励金は、佐倉市に在住する菊地久治氏のご子息の意志により創設された奨学基金であり、佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生であって、学費の援助を必要とする者に対して奨学金を支給し、有能な人材の育成を図ることを目的としています。

2. 奨学金の支給を受けることができる方

奨学金の支給を受けることができる方（奨学生）は次のすべての要件を備えている方です。

- (1) 佐倉市在住であり、ひとり親世帯かつ低所得世帯に属していること。
- (2) 健康であり、学業成績、人物ともに優秀であること。
※大学等における総評定のうちA判定が1／3以上であることを目安とします。
- (3) 学費の援助を必要とする家計状況であること。
- (4) 学校教育法に規程する4年制の大学または短期大学に在学する者であって満23歳未満の方。ただし、医療系等就業年限が4年を超える学部については、除外する。
また、下記①②のどちらかに該当すること。
①大学及び短期大学の学部・学科・専攻等が概ね偏差値60以上であること。
(あくまで目安ですので個別にご相談ください。)
②大学及び短期大学では福祉学を専攻し、将来福祉分野での仕事に就くことを目指している。
- (5) 在学する学長もしくは学部長の推薦が得られること。
- (6) 国の実施する給付型奨学金を受給もしくは既に申請をしていること。

3. 募集人員

募集人数 若干名

4. 奨学金の支給額と支給年数

- (1) 入学金、授業料、施設費等学校納付金として年間150万円を限度とする実費です。
※通学定期代、テキスト代等については支給対象外であり、自己負担となります。
※支給額は国の実施する給付型奨学金制度による授業料等免除額を除いた学校納付金のみです。
- (2) 奨学金支給年数は正規の最短修了年限までとします。
- (3) 奨学金は、特別な場合を除いて返済の義務はありません。
- (4) 他の奨学金との併給は国の実施する給付型奨学金、貸与制の奨学金(将来返済義務があるもの)及び遺児奨学金に限り認めます。

5. 申込み及び提出書類について

お申し込みは、次に掲げる書類を、願書受付期間中に提出してください。(郵送不可)

※願書に記入した内容と証明書に記載されている内容に差異がある場合は、奨学生選考審査の採否に影響しますのでご注意ください。

※提出書類は黒色ボールペンを使い、手書き(楷書)で書いてください。

【応募時に提出する提出書類】

- ①奨学生願書(様式第1-2号)
- ②推薦書(様式第2-2号)
- ③成績証明書(本年度前期の成績状況まで記載されているもの)
- ④小論文 論文課題:「大学で学んでいること・将来の夢」(800字以内で自筆で作成のこと)
- ⑤住民票(本人と生計を一にする世帯全員のもので発行から3ヶ月以内のものに限る)
- ⑥所得証明書(当該年度のものであること)

※所得証明書は本人と生計を一にする世帯全員の証明書とします。

- ⑦返信用封筒〔申請者本人宛の郵便番号、住所、宛名を記入し、84円切手を貼付したもの〕

6. 願書受付期間

応募期間 令和3年7月1日（木）～令和3年8月10日（火）

※応募者本人が窓口へ持参（平日8：30～17：15）すること。（郵送不可）

※提出書類のご返却はいたしかねます。

7. 奨学生の決定

（1）奨学生の決定は、菊地久治勉学奨励金奨学生選考委員会において書類・小論文選考及び面接選考等を行い内定し、令和3年10月中に書面により通知します。

【2次選考（面接）日（予定）】 令和3年9月19日（日）

※詳細は1次選考の結果通知でお知らせします。

※電話等による採否の問い合わせ等には応じられません。

8. 奨学金の振込

奨学金は、奨学生本人名義の金融機関口座へ振込みます。（奨学生名義の千葉銀行佐倉支店指定）

9. 誓約書・報告等

本会の奨学生として採用された場合、次の事項を遵守する旨の誓約書を提出し、奨学生認定証書授与式への出席が必要となります。

- （1）今後一層の学業と学生生活に精進し健康に留意して、本奨励金の奨学生として相応しい態度や言動をとること。
- （2）奨学金は学費納入のためだけに使用し、他の目的には一切使用しないこと。
- （3）本会が実施する年2回の奨学生研修会、その他の行事に積極的に参加すること。
- （4）年間50時間以上の社会奉仕活動を行うこと。
- （5）本会に次の報告を行うこと。
 - ・学業の進捗状況、生活状況の報告（月1回書面または電子メール、年2回報告会参加）
 - ・学期毎の成績報告（成績証明書の送付等）
 - ・毎学年初めに在学証明書、世帯状況のわかる書類等の提出
- （6）以下の事項が生じた時は、ただちに届けること。
 - ・休学、復学、転学、又は退学したとき
 - ・奨学生又は保護者の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき
 - ・奨学金の支給要件を欠くに至ったとき
 - ・奨学金の支給を辞退しようとするとき
- （7）特別の理由がなく上記（1）～（6）の義務を怠ったとき、学業成績が著しく落ちた場合には奨学生から除外され、奨学金の一部または全額を返還する場合があること。

10. 個人情報の取り扱い

個人情報については厳正に管理し、奨学生の選考以外には使用いたしません。

【問合せ・提出先】

〒285-0013 佐倉市海隣寺町87番地 佐倉市社会福祉センター2階

社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会 地域福祉推進グループ地域共生推進班 奨学福祉事業担当

TEL 043-484-6033 FAX 043-486-2518

E-mail machicom@sakurashakyo.or.jp

URL <http://www.sakurashakyo.or.jp>

社会福祉法人
佐倉市社会福祉協議会

〒285-0013 千葉県佐倉市海隣寺町 8 7 番地
社会福祉センター 2 階

TEL 043-484-6033 FAX 043-486-2518

E-mail : machicom@sakurashakyo.or.jp

URL : <http://www.sakurashakyo.or.jp>